

平成30年矢巾町議会定例会10月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (10月29日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会議期間の決定	6
○報告第30号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	6
○報告第31号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	8
○議案第85号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	10
○議案第86号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて	11
○議案第87号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結について	11
○議案第88号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結について	13
○議案第89号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の締結について	14
○議案第90号 矢巾町都市計画マスタープランの変更について	19
○議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)について	21
○散 会	23
○署 名	25

議 案 目 次

平成30年矢巾町議会定例会10月会議

1. 報告第30号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第31号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 議案第85号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
4. 議案第86号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
5. 議案第87号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結について
6. 議案第88号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結について
7. 議案第89号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の締結について
8. 議案第90号 矢巾町都市計画マスタープランの変更について
9. 議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

平成30年矢巾町議会定例会10月会議議事日程（第1号）

平成30年10月29日（月）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第30号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 4 報告第31号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 議案第85号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第 6 議案第86号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 7 議案第87号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第88号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第89号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の締結について
- 第10 議案第90号 矢巾町都市計画マスタープランの変更について
- 第11 議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員

15番 藤原由巳議員

16番 藤原義一議員

17番 米倉清志議員

18番 廣田光男議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	水本良則君
総務課長	山本良司君	企画財政課長 兼政策推進室長	佐藤健一君
会計管理者 兼税務課長 兼出納室長	稲垣譲治君	住民課長	浅沼仁君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	田村英典君
産業振興課長	菅原弘範君	道路都市課長	村松亮君
農業委員会 事務局長	佐々木忠道君	上下水道課長	山本勝美君
教育長	和田修君	学務課長	村松康志君
社会教育課長	野中伸悦君	特命担当課長	藤原道明君
特命担当課長	村松徹君	代表監査委員	吉田功君
農業委員会会長	米倉孝一君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主事	佐々木睦子君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に先立ち紹介を行います。10月1日の人事異動で幹部職員に異動がありましたので、総務課長より紹介を行います。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、私のほうから紹介をいたします。

最初に、企画財政課長兼政策推進室長、佐藤健一でございます。

○企画財政課長兼政策推進室長（佐藤健一君） 佐藤健一でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○総務課長（山本良司君） 続きまして、特命担当課長、土地利用住宅政策担当でございます。藤原道明でございます。

○特命担当課長（藤原道明君） 藤原道明です。今後ともよろしくお願ひいたします。

○総務課長（山本良司君） 続きまして、特命担当課長、保健医療福祉政策担当でございます。村松徹でございます。

○特命担当課長（村松 徹君） 村松徹でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○総務課長（山本良司君） 続きまして、会計管理者兼税務課長兼出納室長、稲垣譲治でございます。

○会計管理者兼税務課長兼出納室長（稲垣譲治君） 稲垣譲治です。引き続き、よろしくお願ひいたします。

○総務課長（山本良司君） 続きまして、健康長寿課長、田村英典でございます。

○健康長寿課長（田村英典君） 田村英典でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（山本良司君） 以上で紹介を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって紹介を終わります。

ただいまから平成30年矢巾町議会定例会を再開します。

これより10月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

2番 水本 淳 一 議員

3番 廣田 清 実 議員

4番 高橋 安 子 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の10月会議の会議期間は、10月24日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、10月会議の会議期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 報告第30号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第3、報告第30号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第30号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町大字広宮沢第1地割内の町道南昌台1号線において、盛岡市箱清水一丁目22番5号、市川秀樹さんが走行中に道路にあるマンホール上を通過したところ、マンホールのふたがはね上がり、自動車の左側の下部を破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っており、本町の過失割合は10割との保険会社の査定から4万6,051円を支払うものであります。

なお、このことについては、今年16日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分としたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番、齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） マンホールの上を通過するという事は常にあることなのですが、これはどういう状況ではね上がったのか。そして、当町の責任10割ということなのですが、これはやっぱりはね上がり防止を行わなかったから10割になったのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） お答えいたします。

この南昌台団地、昭和47年当時布設された管のマンホールでございます。もう受け枠も貧弱で、要するに受け枠が積雪とか除雪の際に、ぶつかっても壊れないものになっていればよろしいのですが、ちょっとそこが弱くて、ふたがかりがどうもふぐあいになったものでございます。このマンホール、97基ございまして、それ全部がこういう状況であったのかというと、そうではございません。この場所は、南昌台1号線の中央部に位置しまして、その部分は何カ所もあったようには後の点検からはなかった状況でございます。こういう状況が私ども点検で見ればよろしいのですが、8月15日まで、この事故が発生するまで確認がちょっとできなかったという状況でございます。そういう状況から、今回緊急点検しまして、あと漏水防止の観点からふたがかりを交換することとしてございます。

よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 今10割の話も出ているから。

山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

10割査定という形で今回賠償のほうになったわけですが、これにつきましては、特にストッパー設置等々の部分の設置ついていなかったからという形ではなく、運転者そのものに過失が認められないということで保険会社の査定ということから10割の町の負担という状

況になったところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） その点検についてなのですけれども、緊急にしたということですが、どのような形でどのようにこれからは、今後の動きについてはどのようにするのかお聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） この事故の発生を踏まえて、まずもってふたをあけて受け枠の分の破損がないかの状況を確認したところでございます。それで壊れる原因としましては、通常の車に乗った状態では壊れるものではなく、やっぱり除雪等の衝撃による破損というふうに解してございます。まずもって南昌台団地、古い施設でございます。それと漏水も若干ございますので、受け枠の破損の状況、受け枠が破損に至る状況であれば、それは今後すぐ直すべきものと順次計画的に直していかなければならないというふうに解してございます。でありまして、今後また再度予算のほうも考えながら31年度整備する方針でございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第30号を終わります。

日程第4 報告第31号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、報告第31号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第31号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町大字室岡第12地割50番地、町立不動小学校の敷地内において、職員が大型バスを移動させるため後進、バックしたところ、盛岡市黒川22地割70番地6、越田勉さんの自動車がバックドアをあけたままであることに気づかず、当該バックドアに衝突し、破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っており、本町の過失割合は10割との保険会社の査定から15万9,429円を支払うものであります。

なお、このことについては、今月16日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分としたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） このバスには、ドライブレコーダーはついていましたのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

装置されてございます。ついております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） それを見た上での10割ということなののでしょうか。それとも、過失が認められないということなののでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

ドライブレコーダーも装置されておりますし、バックモニターもついてございます。ただ運転する際の不注意という形の中で全く運転手の不注意が原因というふうな形の中でこっこのほうが100という過失の中での査定という状況になったところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上で報告第30号を終わります。

日程第5 議案第85号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求める
ことについて

○議長（廣田光男議員） 日程第5、議案第85号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第85号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の委員のうち中立委員1名が辞任したことにより、補充のための募集を行った結果、1名の被推薦者及び1名の応募者があり、矢巾町農業委員会の委員候補者審査委員会における審査結果の報告を受け、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行う中立委員として適任であると認めたことから矢巾町大字南矢幅第8地割389番地、佐藤俊孝さんについて農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は、前任者の残任期間であります平成33年4月23日までとなるものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意をくださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第85号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第86号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第86号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第86号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

固定資産税の課税客体である固定資産を適正に評価するために設置される固定資産評価員につきまして、今月1日の人事異動に伴い、税務課長に就任しました稲垣譲治を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意をくださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第86号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第87号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第87号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第87号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業として、町道堤川目線の拡幅改良に合わせて1級河川岩崎川に堤川目橋を新規に架設するものであります。

主な工事概要は、橋梁上部工、これが21本です。それから、橋梁下部工2基、そして交換摩擦杭26本を施工するものであります。

それで橋梁上部工は、プレテンション方式、P C単純中空床版桁、それから橋梁下部工は、逆定式橋台ということでございますので、よろしく願いをいたします。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6、第1項の規定に基づき、9月26日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受け付け期限の今月10日までにタカヨ建設株式会社、株式会社佐々木組、株式会社水清建設、三陸土建株式会社、くみあい鉄建工業株式会社、株式会社水本、以上6社から参加申請があり、今月16日、午前9時26分から入札を執行した結果、三陸土建株式会社が一金1億5,056万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額一金1億6,260万4,800円で契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は91.9%となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第87号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結につい

てを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第88号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結について

○議長(廣田光男議員) 日程第8、議案第88号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第88号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、道路定期点検の結果に基づき橋梁の補修工事をするものであります。

主な工事概要は、沓座拡幅工一式、落橋防止装置工一式、橋脚巻き立て工一式を施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の6、第1項の規定に基づき、9月26日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受け付け期限の今月10日までにタカヨ建設株式会社、株式会社佐々木組、三陸土建株式会社、くみあい鉄建工業株式会社、水本重機株式会社、株式会社水本、以上6社から参加申請があり、今月16日、午前9時35分から入札を執行した結果、株式会社水本が一金5,900万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額一金6,372万円で契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は99.59%となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第88号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第89号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の締結
について

○議長(廣田光男議員) 日程第9、議案第89号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第89号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、町道中央1号線道路整備事業として、道路改良工事を行うものであります。

主な工事概要は、施工延長600メートル、道路土工一式、排水構造物工1,137メートル、集水ます38基、基礎仕上げ車道舗装9,620平方メートル、歩道舗装6,000平方メートルを施工するものであります。

工事は、特定共同企業体による施工で指名競争入札として今月の5日付で(株)水清建設・(株)岩清水園芸特定共同企業体、(株)水本・小笠原重機(有)特定共同企業体、(株)佐々木組・丸三建設(株)特定共同企業体、くみあい鉄建工業(株)・(株)白沢土木特定共同企業体、タカヨ建設(株)・(有)川村建設特定共同企業体、水本重機株式会社・有限会社岩手グリーン企画特定共同企業体、以上6グループを指名し、今日16日、午前9時43分から入札を執行した結果、(株)佐々木組・丸三建設(株)特定共同企業体が一金2億7,000万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金2億9,160万円で

契約の締結を行うものであります。

なお、落札率は92.34%となっております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 先日の町民と議会との懇談会、藤沢で行われたのですけれども、そのときに、療育センターに渡る押しボタン式の信号の件が話題に出たのですけれども、そこを当初予定していたのでは、予定というか、要望していたのでは、南側に歩道があるほうにボタンをつけてほしいというようなことを言われていたのですけれども、それがちょっと北のほうにボタンがいつているということだったので、今後この工事が行われて、あそこは多分、前に伺ったところでは押しボタンではなく普通の信号になるということ、療育センターのところとあと医大の入り口のところが普通の交差点というか、横断歩道になるということだったので、今後これはどのようになるのかということをお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

現在今押しボタン式1カ所ついているところがございますけれども、要望、計画ではフル規格という形の中で要望は出しておるところでございますし、計画的にはそのような形で進むということは聞いております。ただもう一件ちょっと要望的なものもほかにも出ているものもありますので、そこの調整は必要になるかとは考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） いずれ今現時点では、南から北に渡ってからボタンを押さなければならぬということになっているようなので、今後工事を行ううちに安全にするためにいつからそういうふうな工事が終わって安全に渡れるようになるのかということ工期をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えいたします。

確かに今の時点では一方的な部分がちょっとあるわけですがけれども、医大のできる部分を
目指して今工事のほうを進めている状況もありますので、公安との協議の中で信号機部分に
ついては、早期の対策について要望してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 7番、昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 早期にはわかるのですけれども、めどはわからないでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えします。

今の時点でめど、いつかというのは、まだはっきりしていないというのがこれ正直なところ
なのですけれども、要望については繰り返し行っておりますし、公安のほうでは道路の形
状と申しますか、道路の完成というのか、これの見込みの部分もやっぱり見ているところ
がありますので、そこら辺の部分、先ほど申しましたとおり、いつという形の限定はなかなか
難しい状況ではありますけれども、道路完成等の状況を見ながら要望はしてまいりたいとい
うふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

1番、赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 関連なのですが、まず確認しておきたいのは、今回の町道中央1号
線の工事、分割してというか、その1、その2、その3の工事が入っているわけですが、東
小学校から今の医大の大学のキャンパスの南側まで、これ医大の開業日がもう決まってお
りますので、そのときまでに当然道路の工事は全部完了するのでしょうかというのが1点。

それから、完了した後の信号機の連動性というのが公安委員会等とどのような形で詰めて
いるのか。

それから、今東小学校エリアの通学のお話がありましたが、当然南のほうは徳田小学校の
通学路にもなっております。その辺のことも地元とのお話し合いの中でどのような要望が出
ているのか、その辺わかりましたらご回答お願いします。

○議長（廣田光男議員） 村松道路都市課長。

○道路都市課長（村松 亮君） お答えをいたします。

現在今1、2、3と工事発注するわけですがけれども、その1については、一応年度内に完
了する予定としております。そして、その2、その3が本体の工事なのですけれども、これ

につきましては、工期は3月31日となっておりますけれども、繰り越しも視野に入れまして、いずれ全体の工事につきましては、9月21日が開業ですので、8月31日、8月いっぱいをめどに全部終わることで今頑張っておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） お答えします。

信号機の連動関係、まず1点目というか、2点目なのですが、具体的な今の状態ではまだ協議はしておりません。ただ対策部分、交通のスムーズな誘導、流れというのは、これは当然優先されますので、ここの部分、信号機、かなり中央1号線だけでも1、2、3本つきますけれども、東小まで入れて4本ですけれども、連動性は保つように逆にこちらも公安のほうとは協議して進めてまいりたいと思います。

それから、徳田小学校関連、いわゆる中央1号線の医大南の部分になると思うのですが、ここの部分、毎年の交通安全対策協議会の部分の中では、特に大きいのは出ておりませんが、ゾーン30の関係の部分、これの対応の部分については要望は出ておりますけれども、それ以外については、学校独自の、例えば4号線西から北方は歩道橋を上るとかという形の指導は徹底しているみたいですので、さらにそこら辺の部分についても関係機関とは交通安全について詰めていく必要があると思っておりますので、対応をしてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、いずれ中央1号線の関連については、もうご存じのとおり矢巾東小学校、また県営施設では、県の消防学校、療育センター、盛岡都南支援学校、そしてもちろん岩手医科大学は当然のことです。それから、東方にも出店されている事業所があるわけですので、その方々も含めて、今お話あった交通安全対策を含めた信号機のあり方とか、これはもう早く協議をして、そして何よりも、もう皆さんもご心配のとおり9月21日、これはもう附属病院が内丸から矢巾に移転になるわけですので、それまでにはしっかりした交通、そういった安全対策を含めた体制整備をつくり上げていきたいと思っておりますので、いずれそういったことで今後急いで関係機関、団体とも進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

11番、高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 関連でちょっとお話ししたいと思います。今療育センターの職員が藤沢に駐車場をつくって、そこから通っているということなのですが、最近はまだ夕方暗くなってしまって街灯がなくて歩くのが大変だという話も職員から出ていますので、そこから辺もあわせて検討してもらえればなと思っています。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

いずれ今高橋七郎議員のご質問にございましたが、いずれ駅から医大までのところが非常に暗くて、もういわゆる通勤、通学するのに大変だということでご指摘もあるので、実はシンボルロードをもう今のころはできておらなければならなかったのですが、ちょっとうちの対応のまずさがありまして、いずれシンボルロードを早く設置しますので、いずれいわゆる県道矢巾停車場線、今県からもお墨つきをちょうだいしましたので、いずれそういったシンボルロード、いわゆる駅から医大までの。それに合わせて今のこのことも前向きに検討してまいりたいと思いますので、いずれあそこの附属病院なり医大に通うのに、矢幅駅におりたら暗いというイメージを持たれているものですから、そういうふうなことの対応をしっかりと内部で検討してまいりますので、シンボルロードはもう遅くても年内にはできますので、このことについては、もっと早くやらなければならなかったのですが、いろいろな手違いもありまして、そういった意味では明るくなりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 11番、高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ありがとうございます。職員の駐車場のほうもひとつよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 実態はわかっているということですのでいいですね。わかりました。各課で対応はわかっているようですから。

他に質疑はありますか。13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。

先ほどの中央1号線の信号機の設置のことなのですが、開発というか、道路ができて何カ月も信号機がつかないということが矢幅駅のやばーくの前の信号機もずっと要望して、町も要望してもつかない、今ついていない状況です。ですので、中央1号線の信号機、

県でも問題になっていますけれども、県でも予算がないから信号機県内つかないところが多いみたいなので、やはり中央1号線は小学校もあります。療育園、先ほど町長も答弁されましたが、本当に交通量が多くなると人身事故が起きる可能性が一番大きいところです。ぜひとも県とか国とかというところではなくて、町として何か対策を、信号機でも何か対策を考える必要があると思うのです。やっぱり安全に渡る、買い物ができる、そういうふうなことが必要ではないでしょうか。県のことを待っていたら、なかなかできないと思います。ですので、人身事故が起きないうちに対応するように求めますけれども。

○議長（廣田光男議員） 議論が契約議案の中から外れてきて、違うほうにずれてきていましたので、交通対策特別委員会がございますので、その中でもう少しもんでいただいて、次回の機会に議論いたしませんか。そのように提案いたします。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） いいですか、工事契約に関して。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、他に質疑がないと認めますので、次、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、採決に入ります。議案第89号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第90号 矢巾町都市計画マスタープランの変更について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、議案第90号 矢巾町都市計画マスタープランの変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第90号 矢巾町都市計画マスタープランの変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成16年度に策定いたしました本町の都市計画に関する基本的な方針であります矢巾町都市計画マスタープランは、平成35年度を目標年次とし、豊かな自然環境や原風景を大切にし、すべての人々が共存できる生活空間をはぐくんでいくを基本理念として矢幅駅周辺、広宮沢第2地区の土地区画整理事業や岩手医科大学及び附属病院の移転、立地に伴うインフラ整備、民間活力による住宅地整備などを進めてまいりましたが、上位計画であります矢巾町総合計画基本構想や盛岡広域都市計画区域マスタープランが見直され、平成16年度策定時とは社会経済状況や都市計画に関する諸制度が変化しており、本町の都市づくりへの影響も懸念されることから、将来に向けた都市づくりを着実に進めるため、マスタープランを改めるものであり、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例第4号の規定により議決を求めるものであります。

改定内容につきましては、目標年次を平成50年度としまして、基本理念を「未来につながる安心・快適な町やはば」と定め、目標としてさまざまな拠点がその役割を担い、能力を發揮するまちづくり、みんなが安全、安心して過ごせるまちづくり、町民や地域が主体となり連携するまちづくり、環境に配慮し、次世代に継承できるまちづくり、観光と自然、農村と都市が共存し、交流するまちづくりの5つを掲げて、その実現に向けた全体構想及び地域別構想とするものであります。このマスタープランをもとに今後の都市づくりにおきましても、住民の皆様との協働により推進してまいります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第90号 矢巾町都市計画マスタープランの変更についてを起立によ

り採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)
について

○議長(廣田光男議員) 日程第11、議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、17款繰入金の財政調整基金繰入金、20款町債の公共施設等適正管理推進事業債を増額補正とするものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の車両管理事業及び町税返還費、4款衛生費の母子保健事業、10款教育費の矢巾町公民館整備事業及び田園ホール管理事業を増額補正とし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億8,813万2,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第91号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は、予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第91号の補正予算議案について

ては、この後開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第91号については予算決算常任委員会において審査をし、当職のもとにきょうじゅうに報告書を提出するようお願い申し上げます。

それでは、直ちに議案第91号の補正予算案について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前10時49分 休憩

—————
午前11時45分 再開

○議長(廣田光男議員) 休憩前に引き続き、再開をいたします。

決算常任委員会に付託しておりました議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)について予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長(山崎道夫議員) 予算決算常任委員会の審査報告を行います。

平成30年10月29日、矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)について。

本常任委員会は、平成30年10月29日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条)の規定により報告いたします。

以上、審査報告の報告といたしますが、議員諸氏のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。以上、報告を終わりたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。
討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

○議長(廣田光男議員) 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもって平成30年矢巾町議会定例会10月会議を閉じます。

その前に、先ほどちょっと総務課長から幹部職員の紹介の中に欠落している部分がありますので、この発言を認めます。

山本総務課長。

○総務課長(山本良司君) 冒頭紹介した中に欠落していた部分がありますので、改めてご紹介をいたします。学校給食共同調理場所長の職でございますけれども、こちらにつきましては、10月1日の異動ということで教育長の事務取り扱いという形でしたところでございます。

○議長(廣田光男議員) それでは、大変ご苦労さまでございました。

散会します。

午前11時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員